

北竜町一般廃棄物処理基本計画

平成26年3月
北海道雨竜郡北竜町

目 次

第1編 計画策定の基本事項

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 関連計画等	3

第2章 地域の特徴

1. 位置	4
2. 地勢	4
3. 気象	4
4. 人口・世帯数	6
5. 産業	7
6. 土地利用の状況	8

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状と課題	9
2. ごみの種類	10
3. ごみ処理の実績	11
4. ごみ処理の経費	12

第2章 ごみ処理体制と処理施設

1. 収集・運搬体制	13
2. ごみ処理体制	15
3. 施設の整備に関する事項	16
4. 施設の整備に関する計画	22

第3章 ごみ処理の計画

1. 基本理念	24
2. 基本方針	24
3. 計画処理地域	24
4. 計画対象廃棄物	24
5. 計画の期間	25
6. 人口の推計	25
7. ごみ発生量の予測	26
8. ごみ減量の目標	29
9. 分別収集計画と運搬収集計画	30
10. 中間処理計画と最終処分計画	30
11. ごみの排出抑制のための方策	30
12. その他の処理に関する事項	31

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 計画の概要

1. 基本方針	33
2. 計画処理地域	33
3. 計画の期間	33

第2章 生活排水処理の現状

1. 生活排出処理の現状	34
2. し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制	34
3. 生活排水の処理体制	34
4. 生活排水の処理形態別人口状況	36
5. 生活排水の排出状況	37

第3章 生活排水処理の計画

1. 生活排水の処理計画	38
2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画	38
3. その他の処理に関する事項	38

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

近年の大量生産・大量消費・大量破棄という社会は、地球温暖化や生態系の破壊など、世界的な環境問題となっています。

また廃棄物を取り巻く環境は、発生量の増加、処理の多様化、最終処分のひっ迫といった身近な問題も生じているため、廃棄物の排出抑制や資源化など環境負荷を考慮した持続的可能な循環型社会の構築が必要となっています。

国では、こうした社会情勢を踏まえ、循環型社会の構築を目的として、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その後「建設リサイクル法」「食品リサイクル法」「自動車リサイクル法」「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」及び平成25年4月施行の「小型家電リサイクル法」等の各種リサイクル関連法が整備・改正されています。

本町では、平成6年度に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、北空知衛生施設組合が一般廃棄物処理基本計画を策定し、構成町として廃棄物の排出抑制、減量化、再資源化を目的とした効果的かつ効率的なごみ処理体系を確立するために、ごみ排出量の抑制とごみ処理に取り組んできました。

その結果、施設の老朽化や資源化処理の多様化が進む中で、北空知衛生施設組合において、すべてごみ処理を行っていたものを北空知衛生センター組合中・北空知廃棄物処理広域連合に加盟し、各処理に応じて3組合の広域連携による共同処理で対応し現在に至っています。

今後、人口の減少によるごみ量の減少が想定されますが、多様化するごみ処理に対応するため広域処理の体制をより一層強化し、更なるごみの減量化・資源のリサイクルを推進し、また、施設整備については、老朽化により施設トラブル等も心配されるため現施設を適正に管理運営しながら使用しなければなりません。

そして、ごみの排出抑制には住民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であり、3R（リデュース「排出抑制」リユース「再利用」リサイクル「再生利用」）の考え方を基本とする意識改革するため周知徹底をしなければなりません。

こうした考え方や方向性を踏まえ、住民・事業者・行政が今以上に一体となって取り組むことが必要であり、循環型社会の実現を目指すことを基本とし、将来も安心できる長期的な方針を明らかにするため、北竜町一般廃棄物処理計画を策定します。

2. 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」と規定されています。

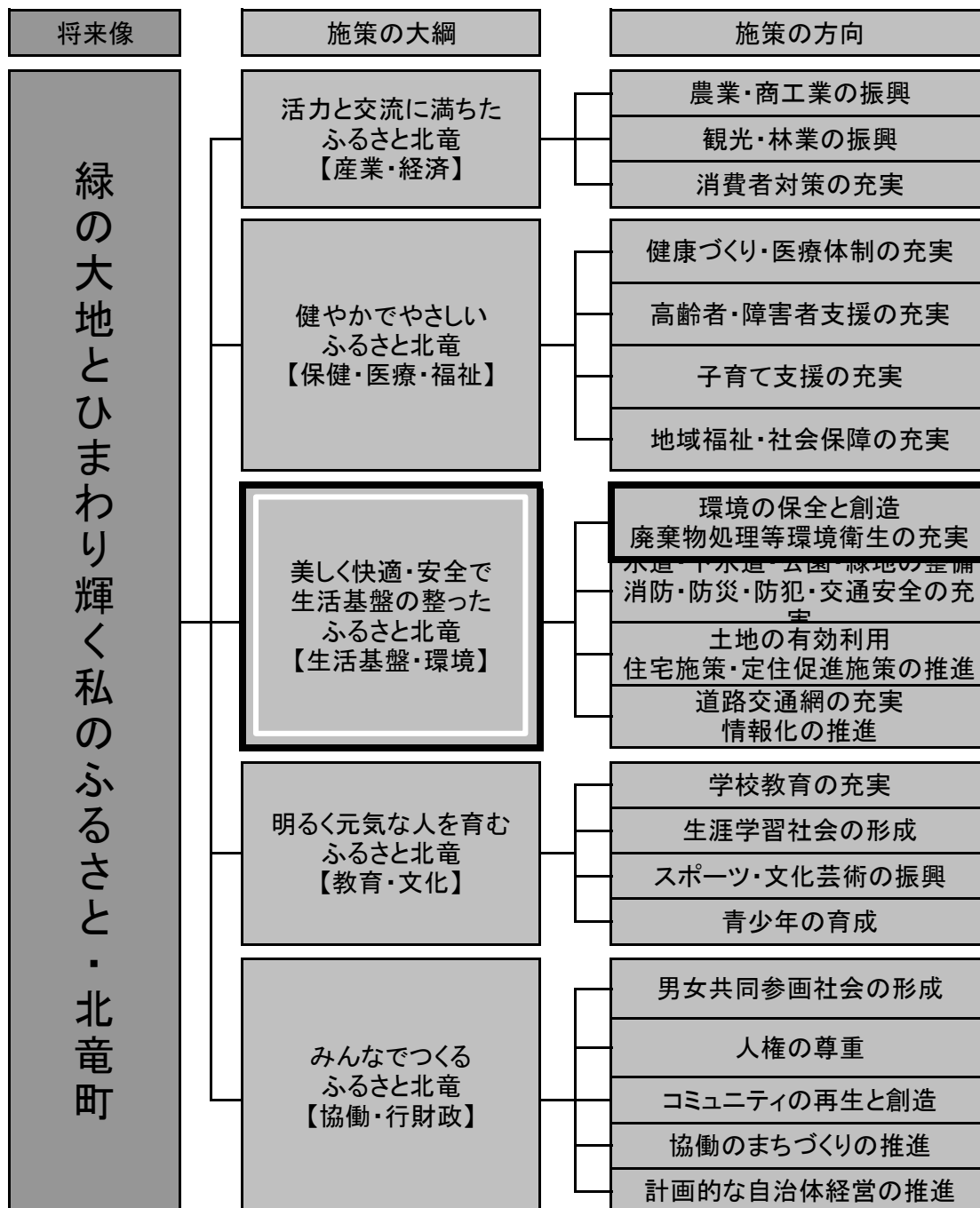
本計画は、法的位置付けの中で、本町と3組合である北空知衛生施設組合、北空知衛生センター組合、中・北空知廃棄物処理広域連合及び構成市町の施策及び連携体制などの整合性を図りながら長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる長期計画としてまとめ、本町の「北竜町総合計画」の基本構想に十分配慮し、他の環境関係法令等の趣旨を踏まえて策定するものです。

3. 関連計画等

一般廃棄物処理基本計画は、「北竜町総合計画」の基本構想に十分配慮した中で計画を策定しています。

この北竜町総合計画では、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とし、町の将来像として「緑の大地とひまわり輝く私のふるさと・北竜町」を掲げ、ここに住む人が本当に望むまちづくりを町民と行政が協働で実現することを目指しています。計画の基本構想は、以下に示すとおりです。

図1-3-1 北竜町総合計画 施策体系



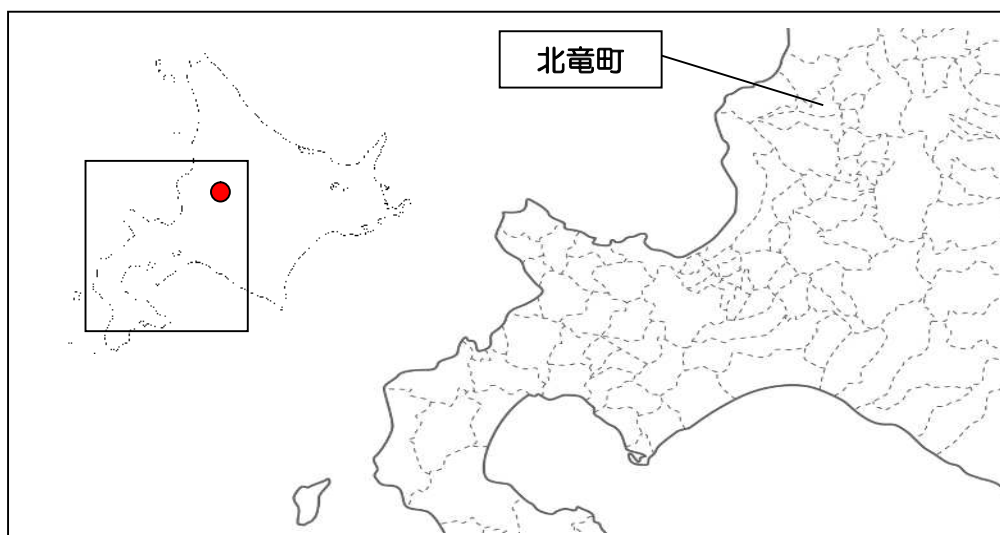
第2章 地域の特徴

1. 位置

北竜町は、東経141度31分に始まり141度56分に終わり、北緯43度43分に始まり43度51分に終わっている。北海道の中央西部、空知総合振興局管内の北部に位置し、雨竜郡の西北隅に位置し、東は秩父別町及び妹背牛町、南は雨竜町、西は増毛町、北は留萌市及び沼田町に接しています。

広さは東西28km、南北14kmと東西に長い形をしており、総面積は158.82㎏で、このうち山林が約7割を占めております。

位置図



2. 地勢

北竜町の西部は、暑寒別岳を主峰とする増毛山脈がそびえ、暑寒別天売焼尻国立公園を有する山岳地帯となっており、東部は農耕に適した平坦地が広がり、西高東低の地勢となっています。

3. 気象

北竜町の気象は、裏日本型の内陸性気候を示し、春季より初夏にかけてはやや乾燥し、夏季は比較的温暖で南西風が多く、稲作・畑作に適しています。晩夏から秋は比較的雨が多く、冬期は北西風が強く寒冷で初雪は11月上旬頃、融雪は4月で積雪深1.5～1.8m程度になる。

図2-3-1 気温の推移（観測地点：深川市）

(単位:°C)

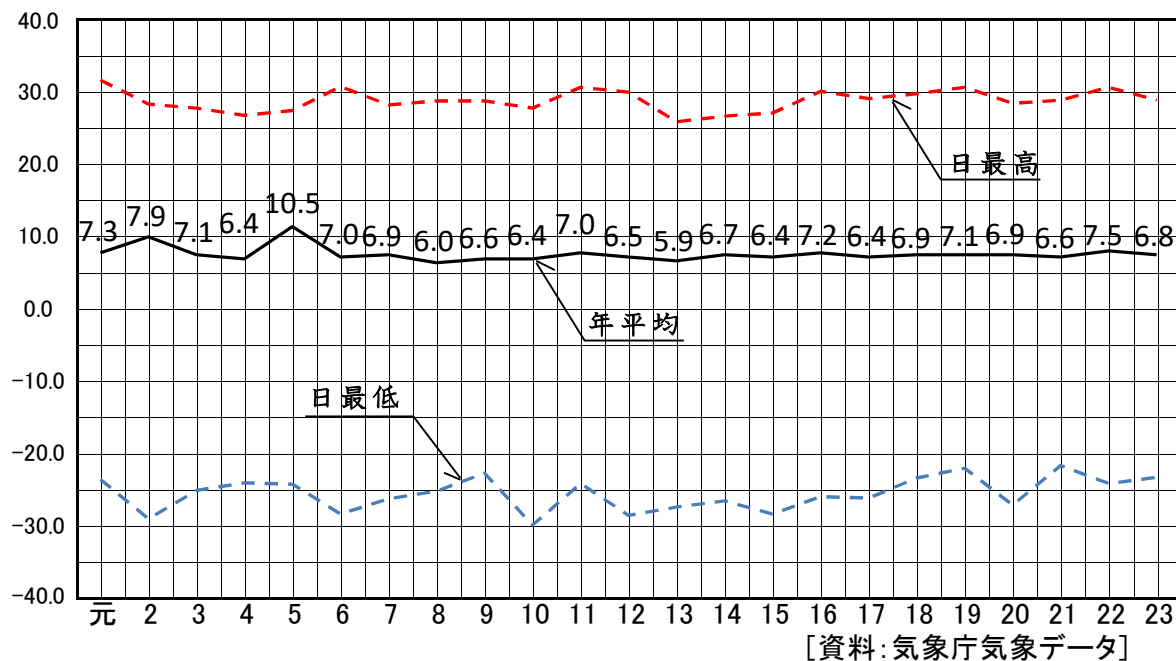
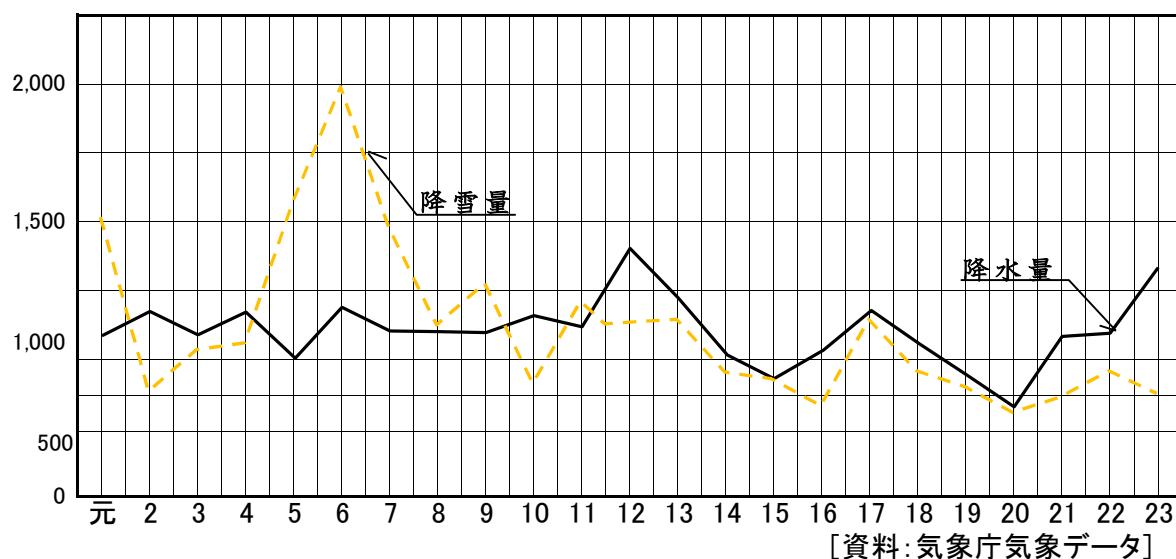


図2-3-2 降水量の推移（観測地点：深川市）

(単位:mm【降水量】cm【降雪量】)



4. 人口・世帯数

本町の人口は、昭和35年の6,463人をピークに年々減少が続き、過去5年間では416人の減少と減少率も年々増加傾向となっています。

世帯数においては、過去20年間で46世帯の減少とゆるやかな減少傾向にあり、独居・夫婦高齢者世帯の増加や少子・核家族化傾向が要因ではないかと推測されます。

年齢別人口では、20年前に比べ若年齢者が大きく減少しており、高齢化率が年々増加傾向にあります。

図2-4-1 人口・世帯の推移

(単位:人、世帯)

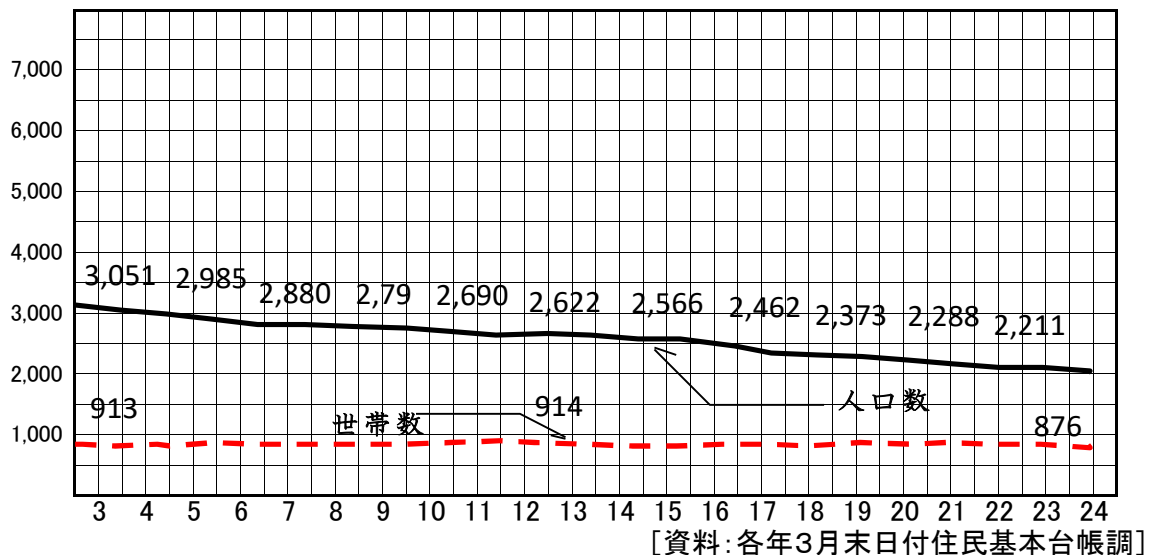
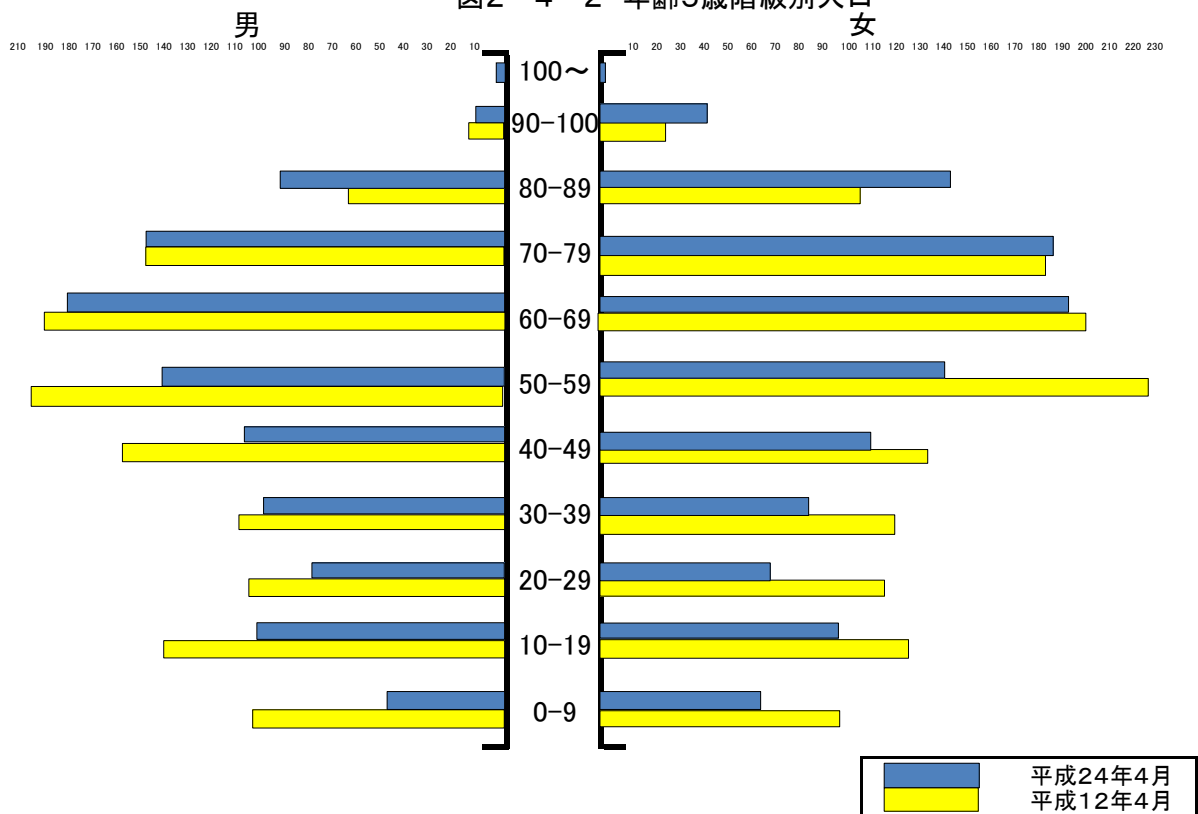


図2-4-2 年齢5歳階級別人口



5. 産 業

本町の産業は、肥沃な大地を生かした純農村のまちとして、第1次産業を中心に発展してきました。

近年では、人口の減少や景気の低迷等により産業全体が年々衰退傾向にあり、就業者は過去20年で平成2年1,706人から平成22年1,116人と約65%になっています。

基幹産業である農業では、小規模農家の離農が進み農家数の減少とともに1戸あたりの経営規模が拡大傾向にあります。

図2-5-1 産業別就業人口割合の推移(国勢調査)

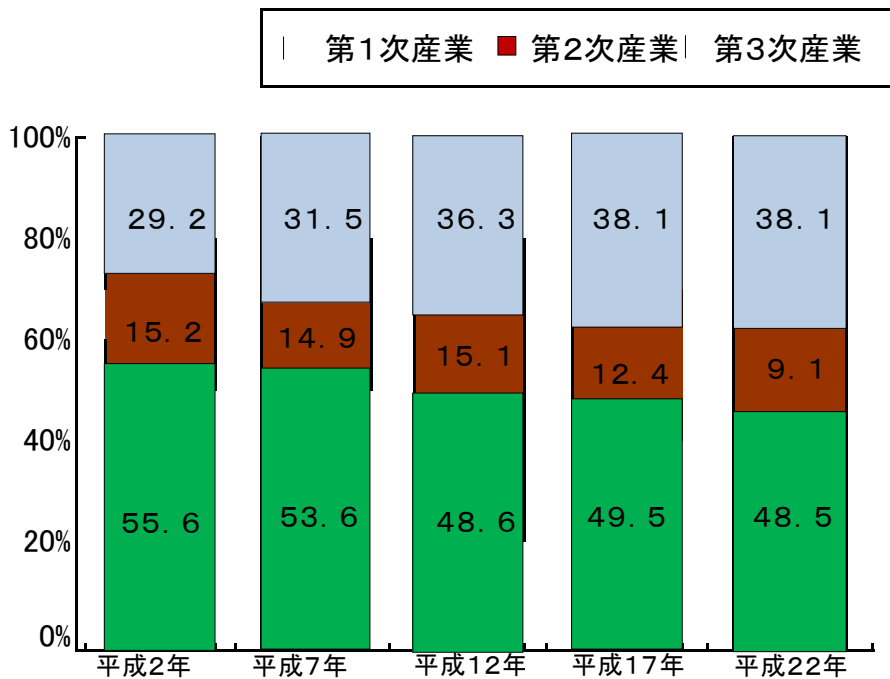


表2-5-1 産業別就業人口・割合の推移(国勢調査)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業人口総数	1,706	1,576	1,406	1,261	1,116
第1次産業	949 (55.6)	845 (53.6)	683 (48.6)	624 (49.5)	541 (48.5)
第2次産業	258 (15.2)	235 (14.9)	213 (15.1)	155 (12.4)	102 (9.1)
第3次産業	499 (29.2)	496 (31.5)	510 (36.3)	481 (38.1)	473 (42.4)
就業率	56.7	56.6	54.9	53.1	50.9

6. 土地利用の状況

本町の地目別総面積は、15,882haで最も多く占める地目は約7割が山林です。その恵まれた自然の中、水田が2,730.3ha（17.2%）、畑が536.53ha（3.4%）と地目から見ても農業が基幹産業であります。

過去5年間の地目別面積の割合は以下に示すとおりです。

表2-6-1 地目別面積

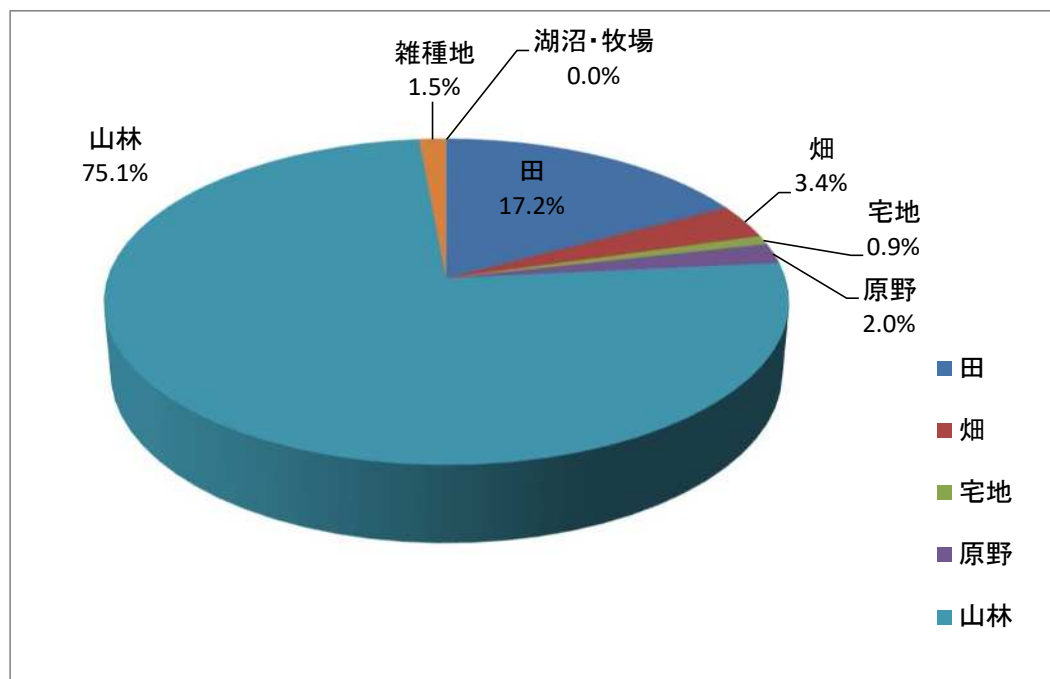
(単位:ha)

地目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
田	2,719.34	2,719.27	2,721.52	2,724.04	2,730.30
畑	529.85	538.68	538.10	536.80	536.53
宅地	147.50	147.66	138.25	138.69	138.84
原野	327.79	327.81	323.22	317.81	318.89
山林	11,924.95	11,915.19	11,929.17	11,931.92	11,924.84
雑種地	231.70	232.52	230.87	231.87	231.74
湖沼・牧場	0.87	0.87	0.87	0.87	0.86
総面積	15,882.00	15,882.00	15,882.00	15,882.00	15,882.00

※山林には「その他」も含む

「固定資産の価格等の概要調書」

図2-6-1 平成24年度 地目別面積の割合



第2編ごみ処理基本計画

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状と課題

本町のごみ処理については、北空知衛生施設組合、北空知衛生センター組合及び中・北空知廃棄物処理広域連合の構成町として、不燃ごみ・残渣の埋立、可燃ごみの焼却処理、生ごみ処理、資源ごみの回収等を他市町と連携を図りながら広域処理しています。

現在のごみ処理体制に至った経緯については、戦後における消費生活水準の向上に伴って増大するごみ搬出量に対応するため、昭和45年に北空知衛生施設組合を設立し広域処理を行い、増え続けるごみ処理に対応してきました。

しかし、老朽化及び法改正等による焼却施設の廃止、また全国的な環境問題によるごみの再資源化処理等、分別処理が進む中で、北空知衛生センター組合、中・北空知廃棄物処理広域連合に加盟し、多様化するごみの分別処理に応じた広域処理を行っています。

ごみの分別処理状況については、現在6分別14種類で分別収集を行っており、資源ごみは、年々分別種類が増え続けている中で、町民の方に適切に対応いただいています。

ごみの排出量については、人口の減少とともに年々減少傾向にあるものの、1人あたりのごみ排出量は大きな変動はなく、高いレベルで推移している状況です。

表1-1-1 ごみ処理の沿革

年次	収集・処理関連事項
昭和45	ごみ焼却施設、ごみ埋立地の広域処理開始【北空知衛生施設組合】
昭和61	ごみ焼却施設 妹背牛町内に設置 供用開始【北空知衛生施設組合】
平成10	最終処分場 妹背牛町内に設置 供用開始【北空知衛生施設組合】
平成12	缶・ビン・ペットボトルの回収開始 粗大ごみの個別収集開始
平成14	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・乾電池の回収開始 可燃ごみ・生ごみの広域処理開始【北空知衛生センター組合】
平成15	計画収集ごみの有料化開始 直接搬入ごみの有料化開始(100円/10kg)
平成17	蛍光管の回収開始
平成22	直接搬入ごみ料改定(130円/10kg)
平成23	白色トレイ、紙箱類の回収開始

2. ごみの種類

ごみの分別区分は、平成14年度より北空知衛生センター組合の中間施設共同利用により分別区分が確立され、「ごみ分別辞典」の作成を通じ細かな分別に対応しています。

表3-2-1 ごみの分別区分

区分	内容	
可燃ごみ	○紙くず、木くず 紙くず、木くず、割り箸、剪定枝、落葉、草、花、紙おむつ、たばこの吸い殻等	
	○プラスチック類 からし、わさび、にんにく、インスタント食品、コンビニ弁当などの容器 アルミコート菓子袋 卵、豆腐、菓子・海苔などのパック 納豆、カップ麺、肉・魚などの包装用フィルム たれ、ドレッシング、乳酸飲料、洗顔・シャンプーなどのボトル 長靴、ゴム手袋等	
	○布類 古着、靴下、下着、タオル、シーツ、ぬいぐるみ等	
	○革類 靴、鞆、財布等	
	不燃ごみ	○金属・金属部品を含む物 スプレー缶、鍋・やかん、工具 時計、鉛筆削り、カメラ、体重計等
		○陶磁器・ガラス類 食器類、壺等のせともの、化粧品びん、板ガラス、鏡、電球等
○小型家電(おおむね5kg以下の物) ドライヤー、電気スタンド、炊飯ジャー、プリンター等		
生ごみ		○台所ごみ 残飯、身つき貝殻、お茶殻、ペットのふん、食用油他
		○大形ごみ(指定ごみ袋に入らない物) 家具類、ソファー、カーペット、ふとん、ストーブ、自転車等
資源ごみ	○重いごみ(おおむね5kg以上) 電子レンジ、ガスレンジ、金庫等	
	○空びん・空カン 空ビン(ジュース、ワイン、調味料等)、空カン(ジュース、ビール、缶づめ等)	
	○ペットボトル ジュース、しょうゆ、酒等	
	○白色トレイ(白色で深さ3cm程度まで) 肉、魚などをパックする発砲スチロール製食品トレイ	
	○段ボール・紙パック 段ボール(板紙、厚紙、菓子箱、化粧箱、薬・文房具・衣類などの紙箱) 紙パック(飲料用)	
	○新聞・雑誌 新聞・チラシ 雑誌(漫画、週刊誌、カタログ、パンフレット、ノート、教科書、コピー用紙、はがき、封筒、包装紙等)	
	○蛍光管・乾電池 蛍光管(棒状、リング型、球状) 乾電池(バッテリー、充電電池は含まない)	

3. ごみの処理の実績

ごみの排出量は、人口の減少に伴ってゆるやかに減少傾向にあるものの、1人あたりのごみ排出量は概ね横這いで推移しています。

資源ごみについては、平成12年度以降資源ごみの種類を増やし再資源化促進に取り組んでおり、過去5年間ではほぼ増加で推移しています。

表1-3-1 ごみ処理量の推移

区分	単位	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
人口	(人)	2,303	2,250	2,229	2,197	2,153	
生活系ごみ	可燃ごみ	(t)	149	149	148	158	174
	不燃ごみ	(t)	99	95	97	45	64
	生ごみ	(t)	104	101	95	96	99
	粗大ごみ	(t)	4	4	4	5	8
	資源ごみ	(t)	70	75	89	90	96
小計	(t)	426	424	433	394	441	
事業系ごみ	可燃ごみ	(t)	52	52	52	56	54
	不燃ごみ	(t)	14	35	50	12	16
	生ごみ	(t)	44	43	40	40	41
	粗大ごみ	(t)	0	0	0	0	0
	資源ごみ	(t)	22	18	27	12	7
小計	(t)	132	148	169	120	118	
合計	(t)	558	572	602	514	559	

[資料:一般廃棄物実態調査(人口は9月1日現在)]

表1-3-2 資源ごみ処理量の推移

区分	単位	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
紙類	(t)	60	56	60	32	54
紙パック	(t)					
金属類	(t)	11	13	22	19	29
ガラス類	(t)	16	18	24	18	26
ペットボトル	(t)	4	4	8	5	8
白色トレイ	(t)					
その他	(t)	1	2	2	1	1
生ごみ	(t)	148	144	135	136	140
合計	(t)	240	237	251	211	258
資源化率	(%)	43.0	41.4	41.7	41.1	46.2

[資料:一般廃棄物実態調査]

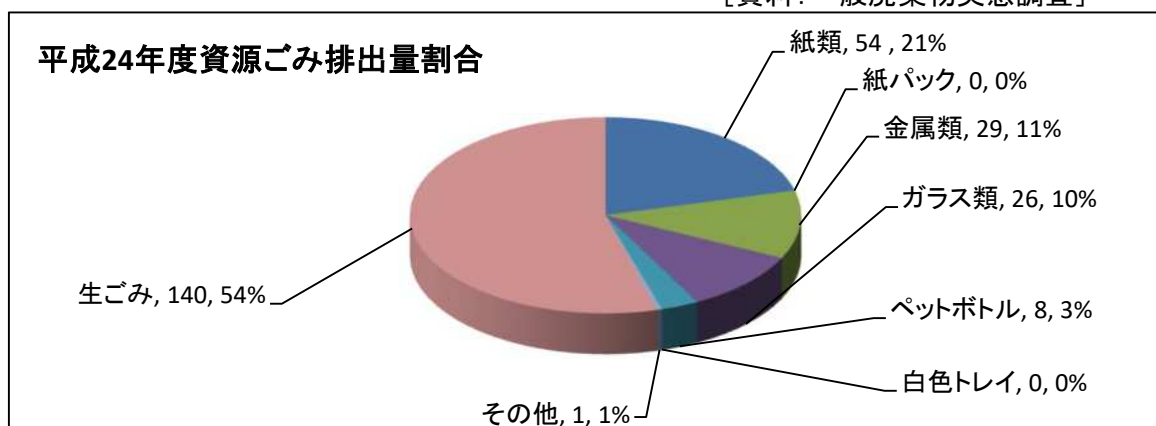


表1-3-3 家庭系ごみ1人1日当たり排出量の推移

区分	単位	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
人口	(人)	2,303	2,251	2,229	2,197	2,153	
生活系ごみ	可燃ごみ	(g)	177.3	181.4	181.9	197.0	221.4
	不燃ごみ	(g)	117.8	115.6	119.2	56.1	81.4
	生ごみ	(g)	123.7	122.9	116.8	119.7	126.0
	粗大ごみ	(g)	4.8	4.9	4.9	6.2	10.2
	資源ごみ	(g)	83.3	91.3	109.4	112.2	122.2
合計	(g)	506.9	516.1	532.2	491.2	561.2	

4. ごみ処理の経費

ごみ処理にかかる経費については、多様化するごみ処理に応じた広域処理を行っており、ごみ処理経費は一部事務組合等への分担金による支出の割合が占めています。

平成22年度以降は、各組合の最終処分場の嵩上げ工事や焼却施設の建設等により建設費が増額となっています。

収集運搬費については、分別計画収集の増加に伴い年々経費が増加しています。

表1-4-1 ごみ処理経費

年 度		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
人 口	(人)	2,303	2,251	2,229	2,197	2,153	
ごみ処理量	(t/年)	558	572	603	514	559	
組合負担金	北空知衛生施設組合	(千円)	16,217	10,914	15,939	6,741	6,081
	北空知衛生センター組合	(千円)	9,231	8,668	9,704	16,534	20,298
	中・北空知廃棄物処理広域連合	(千円)	0	95	1,020	14,885	18,163
	小計	(千円)	25,448	19,677	26,663	38,160	44,542
町歳出	人件費	(千円)	0	0	0	0	0
	収集運搬費	(千円)	5,672	5,684	7,610	8,282	8,475
	その他	(千円)	1,279	1,353	2,488	1,450	3,576
	小計	(千円)	6,951	7,037	10,098	9,732	12,051
処理単価	(円/kg)	58.1	46.7	61.0	93.2	101.2	
合 計	(千円)	32,399	26,714	36,761	47,892	56,593	
一人当たりごみ処理経費	(円)	14,068	11,867	16,492	21,798	26,285	
北海道平均	(円)	12,725	13,933	14,134	-	-	
全国平均	(円)	14,200	14,300	14,400	14,100	-	

[資料:一般廃棄物実態調査(環境省)]

第2章 ごみ処理体制と処理施設

1. 収集・運搬体制

本町の家庭系ごみについては、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「生ごみ」の3種類、そして「資源ごみ」においては、7種類に分けられ各週で決められた曜日に分別して各町内会が管理するゴミステーション（ごみ集積所）に出す「ステーション回収方式」によって行っています。

また粗大ごみは申込制による自宅まで収集に伺う個別回収を月2回行っており、乾電池は公共施設及び商店に専用ボックス設置による拠点回収を行っています。

ゴミステーションは市街地区に43ヶ所、農家地区に26ヶ所となっており、合計で69カ所に設置しています。

事業系ごみについては、直接搬入または本町の許可業者に自ら運搬を依頼することとなっています。

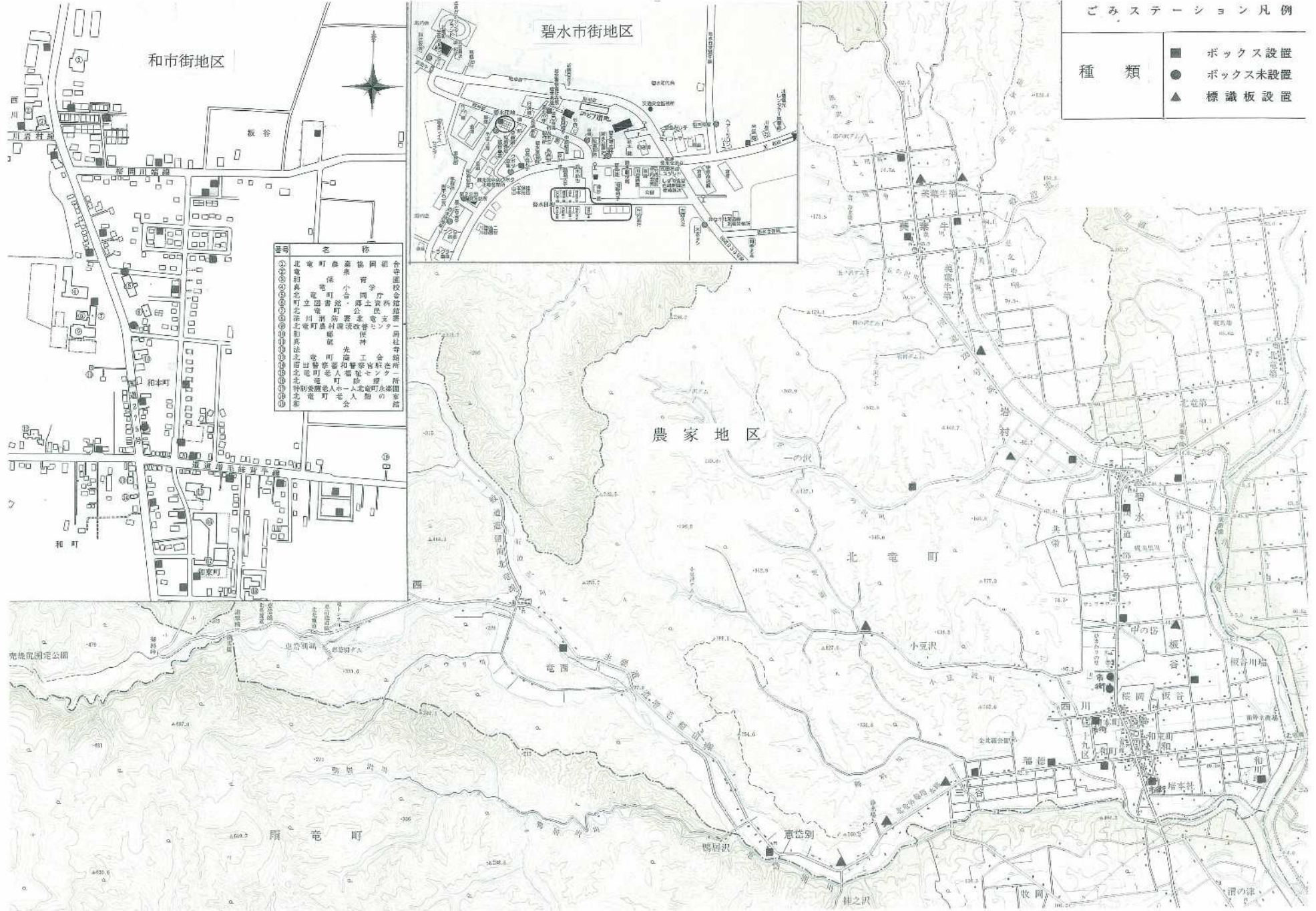
表2-1-1 収集運搬区分

種類・分別区分	排出容器	収集方法	収集頻度	運搬者	備考	
家庭系ごみ	可燃ごみ	指定袋	ゴミステーション方式	週1回	町委託業者	パッカー車
	不燃ごみ			月2～3回※		
	生ごみ			週2回(市街地区)		
				週1回(農家地区)		
	資源ごみ					
	ペットボトル	透明袋	ゴミステーション方式	月2回～3回※	町委託業者	トラック車
	白色トレイ	透明袋				
	空カン	専用網に入れる				
	空ビン	専用コンテナに入れる				
	段ボール・紙パック	ひもで縛る				
新聞・雑誌	ひもで縛る					
蛍光灯	保護箱					
乾電池		専用ボックス(拠点回収)				
粗大ごみ	シール貼付	個別方式(申込制)	月2回	町委託業者	トラック車	
事業系ごみ	可燃ごみ		直接搬入又は許可業者に依頼	随時(事業所と許可業者との契約による)	自己又は許可業者	
	不燃ごみ					
	生ごみ					
	資源ごみ					
	粗大ごみ					
動物の死体		単体収集	随時	町	公用車	

※月2～3回とは、指定曜日の第1第3第5曜日が収集日のため、月により2回又は3回収集となります。

ごみステーション凡例

種類	
■	ボックス設置
●	ボックス未設置
▲	標識板設置

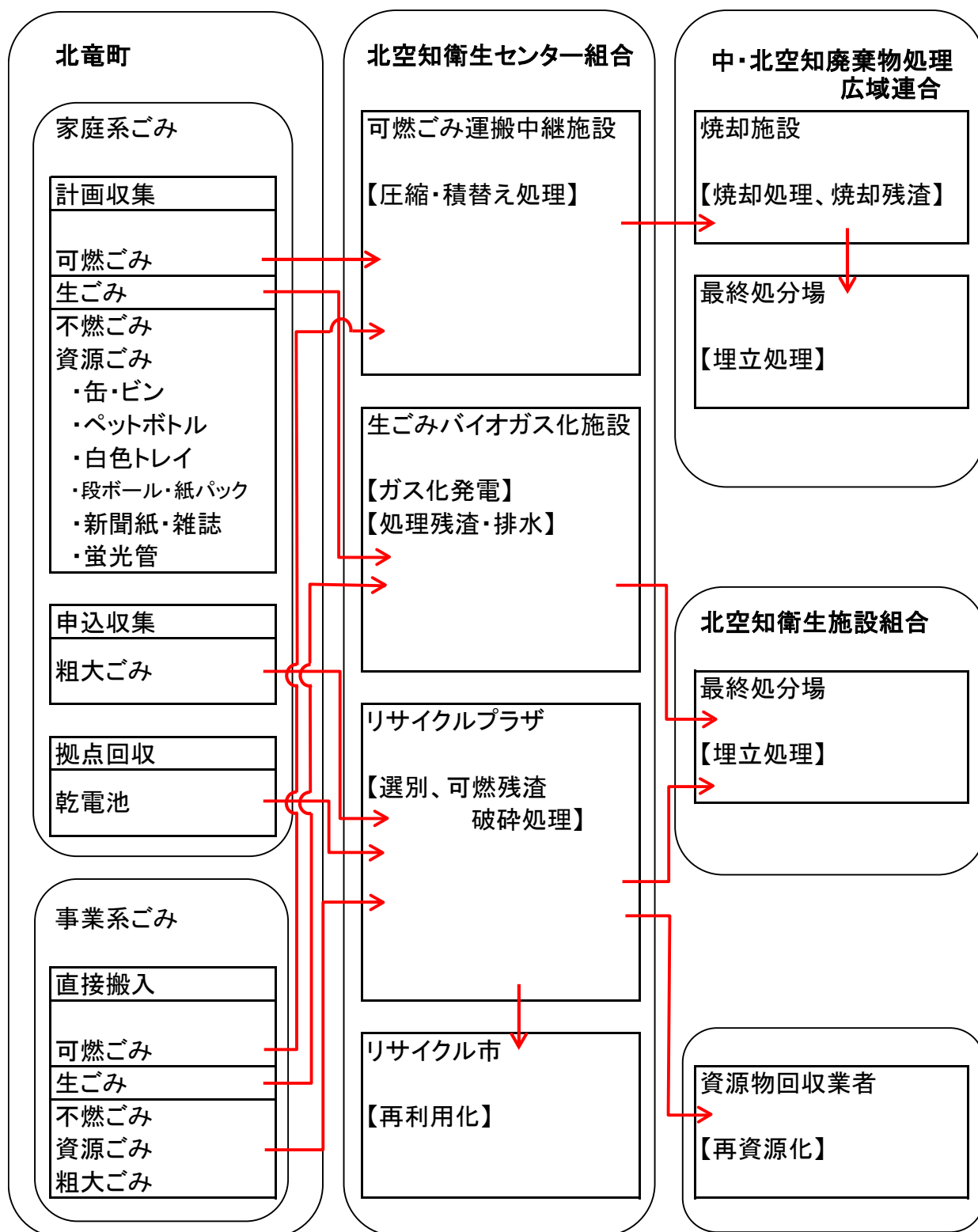


2. ごみ処理体制

本町のごみ処理体系については、家庭系ごみの計画収集運搬を行い、中間処理及び最終処分はごみ区分に応じ北空知衛生センター組合、北空知衛生施設組合、中・北空知廃棄物処理広域連合による広域処理を行っています。

本町のごみ処理体系の詳細は、以下に示すとおりです。

図2-2-1 ごみ処理フロー図



3. 施設の整備に関する事項

本町の間接処理及び最終処分については、広域で共同処理を行っています。現在3組合の構成町として、他市町と連携を図りながら多様化するごみ処理に対応していますが、各組合及び各施設に関する内容は以下に示すとおりです。

(1) 北空知衛生センター組合

北空知衛生センター組合では、本町と深川市、秩父別町、妹背牛町、沼田町の1市4町が構成市町となっています。

処理内容については、各市町より搬入された「可燃ごみ」を可燃ごみ運搬中継施設にて圧縮梱包し、焼却施設（歌志内市）に運搬しています。

「生ごみ」はバイオガス化施設で処理を行い、処理過程で発生するメタンガスから電気を作り、ごみ処理施設の電力として活用されています。

「不燃ごみ」「資源ごみ」はリサイクルプラザで中間処理を行っており、「不燃ごみ」は選別作業、破碎処理をし、「資源ごみ」は選別作業、圧縮処理等を行っています。

また動物死体処理については、一時保管として冷凍庫に保存し、小動物死体は赤平の焼却施設へ、大動物は民間処理業者へ委託処理を行っています。

(2) 中・北空知廃棄物処理広域連合

中・北空知廃棄物処理広域連合では、本町と赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、雨竜町、妹背牛町、沼田町の5市9町が構成市町となっています。

処理内容については、平成25年4月より供用開始となります中・北空知エネクリーンにおいて「可燃ごみ」の焼却処理を行うこととなっています。

これまでは歌志内市にある民間企業(株)エコバレー歌志内が所有するガス化溶融炉施設で委託処理を行っていましたが、平成25年3月をもって閉鎖することとなったため、可燃ごみの安定処理を継続するため、新たな代替施設として焼却施設の建設をしました。

(3) 北空知衛生施設組合

北空知衛生施設組合では、本町と秩父別町、妹背牛町、沼田町の4町が構成町となっています。

処理内容については、浸出水処理施設の最終処分場で「不燃ごみ」及び「生ごみ残渣」の埋立処理を行っており、以前は直接搬入していましたが、平成23年度以降、埋立地の延命対策として、北空知衛生センター組合で選別作業及び破碎処理の中間処理を行ったあとの残渣を搬入しています。

(4) 中間処理施設の概要

①可燃ごみ運搬中継施設

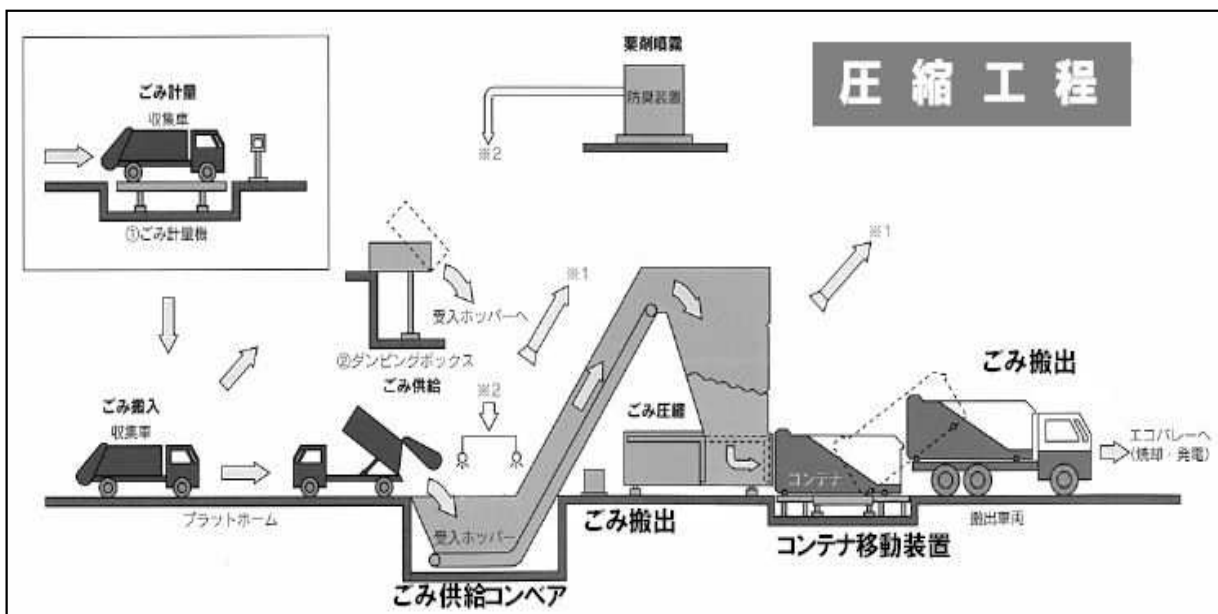
処理施設の概要については、以下に示すとおりです。

表2-3-1 可燃ごみ中継施設の概要

名称	可燃ごみ運搬中継施設
	(北空知衛生センター組合)
	可燃ごみ処理施設
所在地	北海道深川市一己町字一己1863番地
敷地面積	40,300㎡
建築面積	1,483㎡
延床面積	1,786㎡
構造	鉄骨造 地上2階
処理能力	23t/日
処理方式	コンパクトコンテナ方式

[資料:北空知衛生センター組合]

図2-3-1 可燃ごみ処理施設の処理工程



[資料:北空知衛生センター組合]

表2-3-2 可燃ごみ処理施設の処理状況

市町名	単位	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	平均値
深川市	(t)	3,821	3,742	3,385	3,462	3,603
妹背牛町	(t)	351	350	361	370	358
秩父別町	(t)	280	275	305	311	293
北竜町	(t)	201	201	213	228	211
沼田町	(t)	398	395	388	411	398
計	(t)	5,051	4,963	4,652	4,782	4,862

[資料:北空知衛生センター組合]

②生ごみバイオガス化施設

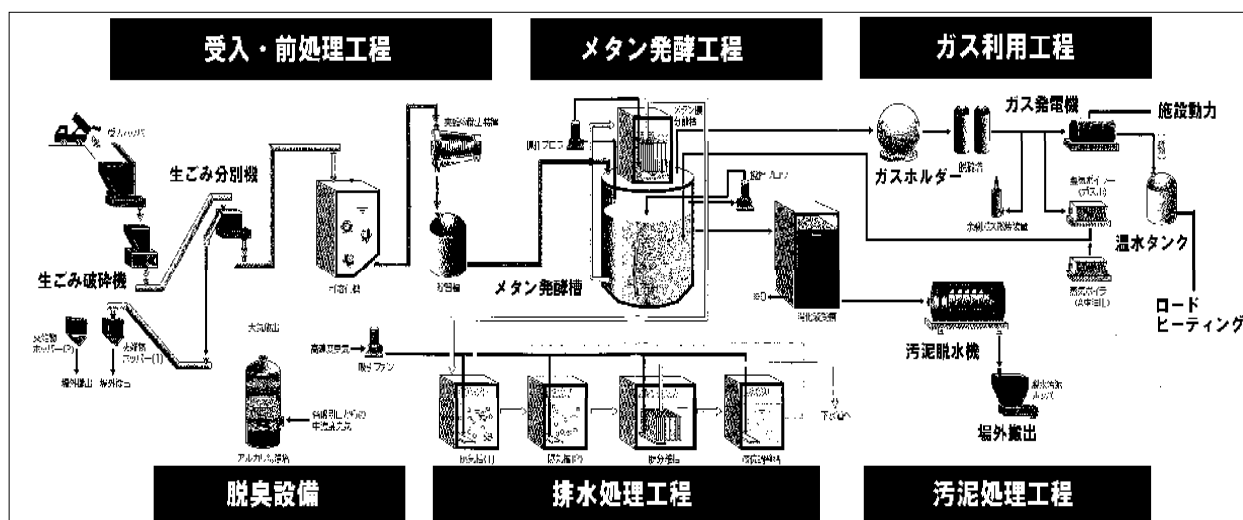
処理施設の概要については、以下に示すとおりです。

表2-3-3 生ごみ処理施設の概要

名称	生ごみバイオガス化施設 (北空知衛生センター組合)
所在地	北海道深川市一己町字一己1863番地
敷地面積	40,300m ²
建築面積	780m ²
延床面積	1,565m ²
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階
処理能力	16t/日
処理方式	バイオガス処理(メタン発酵処理)方式
発電機能力	47kw×2基(バイオガス専焼発電機×2基)
ボイラー能力	300kg/h(バイオガス専焼ボイラー×1基)

[資料:北空知衛生センター組合]

図2-3-2 生ごみ処理施設の処理工程



[資料:北空知衛生センター組合]

表2-3-4 生ごみ処理施設の処理状況

市町名	単位	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	平均値
深川市	(t)	2,021	1,947	1,871	1,894	1,933
妹背牛町	(t)	251	246	232	228	239
秩父別町	(t)	123	121	119	119	121
北竜町	(t)	144	135	136	140	139
沼田町	(t)	186	183	175	178	181
計	(t)	2,725	2,632	2,533	2,559	2,612

[資料:北空知衛生センター組合]

③リサイクルプラザ

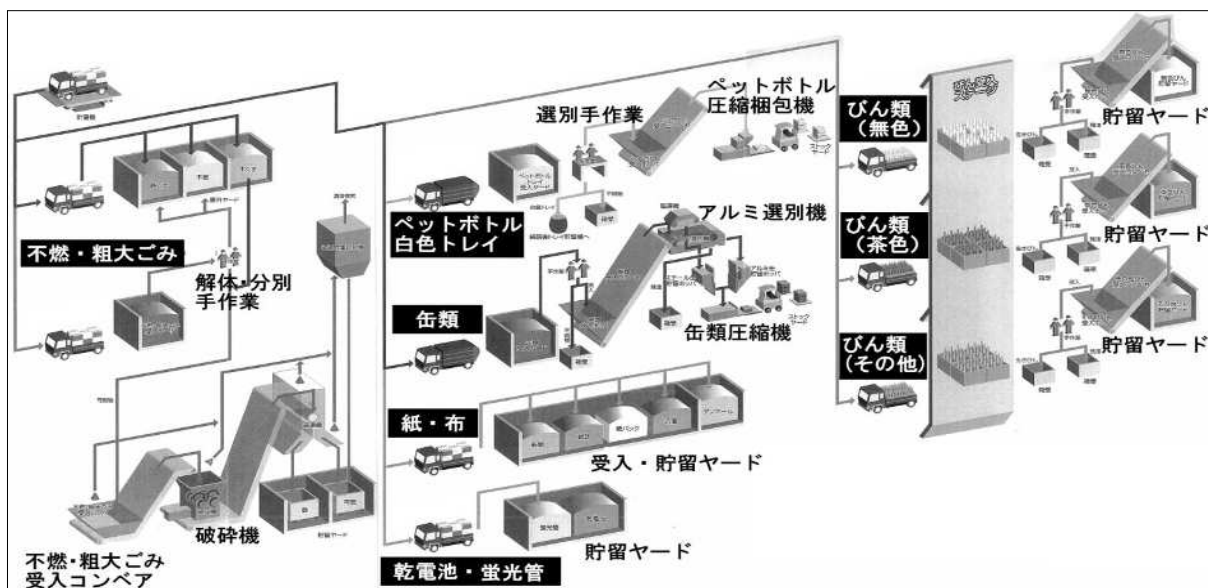
処理施設の概要については、以下に示します。

表2-3-5 不燃ごみ、資源ごみ処理施設の概要

名称	リサイクルプラザ
	(北空知衛生センター組合)
	不燃ごみ、資源ごみ中間処理施設
所在地	北海道深川市一己町字一己1863番地
敷地面積	40,300㎡
建築面積	1,795㎡
延床面積	2,661㎡
構造	鉄骨造 一部2階
処理能力	13t/日(破碎施設8t/日、資源化施設5t/日)

[資料:北空知衛生センター組合]

図2-3-3 不燃ごみ、資源ごみ処理施設の処理工程



[資料:北空知衛生センター組合]

表2-3-6 平成23年度 不燃ごみ、資源ごみ処理施設の処理状況

市町名	単位	不燃ごみ	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色トレイ	プラスチック類	その他
深川市	(t)	992	518	298	279	72	4	1	12
妹背牛町	(t)	119	63	36	34	9	1	0	2
秩父別町	(t)	102	53	30	28	7	0	0	1
北竜町	(t)	63	32	19	18	5	0	0	1
沼田町	(t)	115	61	35	32	8	0	0	1
計	(t)	1391	727	418	391	101	5	1	17

[資料:北空知衛生センター組合]

④中・北空知エネクリーン

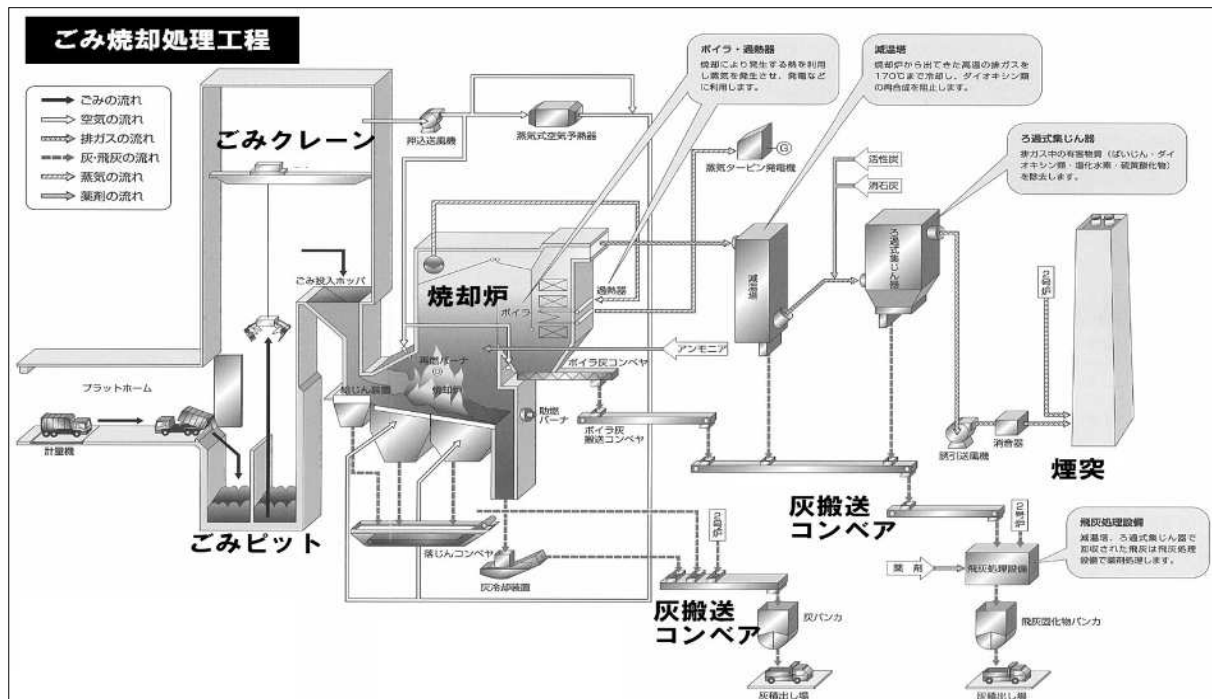
処理施設の概要については、以下に示すとおりです。

表2-3-7 可燃ごみ焼却施設の概要

名称	中・北空知エネクリーン
	(中・北空知廃棄物処理広域連合)
	可燃ごみ処理施設
所在地	北海道歌志内市東光30番地17
敷地面積	20,466㎡
建築面積	2,506㎡
延床面積	4,828㎡
構造	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 4階建て
処理能力	85t/日(42.5t/日×2炉)
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
発電能力	1,770kw

[資料:中・北空知廃棄物処理広域連合]

図2-3-4 可燃ごみ焼却施設の処理工程



[資料:中・北空知廃棄物処理広域連合]

⑤廃棄物最終処分場

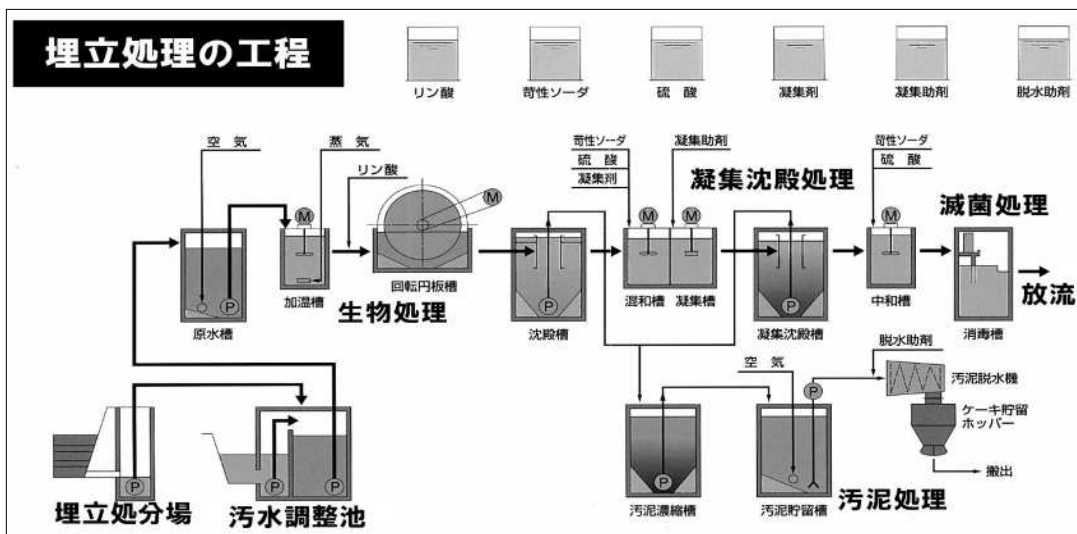
処理施設の概要については、以下に示すとおりです。

表2-3-8 最終処分場の概要

名称	北空知衛生施設組合廃棄物最終処分場
	(北空知衛生施設組合)
	埋立処分場、浸出水処理施設
所在地	北海道雨竜郡妹背牛町字チクシベツ128番地他
埋立面積	13,950㎡
埋立容量	55,400㎡
埋立対象物	一般廃棄物及び産業廃棄物の一部
構造	準好気性埋立【埋立処分場】、鉄筋コンクリート造り【浸出処理施設】
処理能力	20㎡/日
処理方式	生物処理+凝集沈殿

[資料:北空知衛生施設組合]

図2-3-5 最終処分場の処理工程



[資料:北空知衛生施設組合]

表2-3-9 最終処分場の埋立状況

市町名	単位	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	平均値
妹背牛町	(t)	267	291	328	103	247
秩父別町	(t)	176	217	331	64	197
北竜町	(t)	117	134	146	57	114
沼田町	(t)	250	200	200	79	182
一般廃棄物以外	(t)	91	151	0	496	185
計	(t)	901	993	1,005	799	925

[資料:北空知衛生施設組合]

4. 施設整備に関する計画

①基本的な考え方

本町のごみ処理については、多様化する分別処理に対応するため、広域処理として他市町と連携を図りながら、循環型社会の構築と環境保全に配慮した処理体制及び処理経費の軽減や効率性・安全性も踏まえ、町民の理解が得られるよう処理施設体制を整備しなければなりません。

現在、本町が構成町として加入している3組合では中間処理施設を4施設、最終処分施設を1施設利用している状況で、再資源化の推進と効率的な処理体制として確立しつつあると思われます。

今後の経過では、改修工事や新規整備等も予想されますので、将来の環境対策やごみ搬入量も見据え、処理体制また財政的にも効率のよい総合的な整備が図れるよう構成町として検討する必要があります。

また、急速に進む再資源化による分別処理の対応についても、今後益々増えてくるものと思われ、国の方策に則した資源ごみの処理体制も検討が必要です。

なお、各種施設の規模や運営費は、ごみの搬入量により決まってくるため、ごみの発生抑制の推進が今後も重要な取組みとなってきます。町民一人ひとりの理解と協力を得られるよう周知活動に努めなければなりません。

②中間処理施設計画

北空知衛生センター組合廃棄物処理施設の3施設については、1市4町による広域処理を行っています。

特にリサイクルプラザについては、深川市から移管され平成23年度から広域利用しており、実績は2年間と少ない状況ですが、今後も1市4町による広域処理による処理費用の軽減を生かし、構成町として分別精度を高め、効率的な維持管理ができるよう取り組んでいきます。

中・北空知廃棄物処理広域連合施設の焼却施設については、平成23年9月に工事が着工され平成25年4月から本格稼働し、5市9町による広域処理を行っています。

施設整備については、環境に負荷の少ない生活スタイルへの転換を図る「環境にやさしい資源循環型社会」を基本とする施設整備計画に則し、ごみの焼却から発生する熱を有効に利用し敷地内の施設に還元できる熱回収施設整備を図っていきます。

③最終処分施設計画

北空知衛生施設組合施設として、妹背牛町を所在地とする最終処分場を4町で広域利用しています。

平成10年度の供用開始から16年を経過し、既存施設の老朽化や埋立地の残余容量不足に伴い継続的な管理が必要となっている中、平成22年度に埋立地の嵩上げ工事を行っています。また、浸出水処理施設では定期的な修理や点検を行いながら、施設の延命対策を講じています。

平成23年度に直接搬入を中止し、北空知衛生センターでの中間処理後からの搬入に切り替え、選別処理及び破碎処理により埋立量を軽減する対策を行っています。

今後も浸出水処理施設の適正な維持管理と定期的な点検整備を継続しつつ、安全な処理を行っていくため、早期の機器改修あるいは大規模改修工事等が必要な場合は、年次計画での対応を行うなど施設管理に努めなければなりません。

また、埋立地については、埋立ごみの発生抑制に努めるとともに、残余容量の正確な把握に努めます。

次期最終処分場の建設及び埋立候補地については、現在の埋立地周辺の土壌等の状況を的確に把握し、効果的かつ効率的な広域処理を前提として早い段階で構成市町と検討しなければなりません。

a) 平成24年度測量結果による埋立可能容量【9月調査】は、10,579 m³ 計画覆土量を除くと7,890 m³と予測。

b) 年間予想埋立量 855 m³と予測。

ごみ搬入量は、延命対策を始めた平成23年度搬入量を参考とし、産業廃棄物は、23年度が2年分の搬入であったため、半分の数値とする。過去埋立量の実績により、1 tあたり 1.5 m³として算出する。

年度	妹背牛町	秩父別町	北竜町	沼田町	産廃	合計
平成23年度	165m ³	105m ³	90m ³	120m ³	250m ³	855m ³

c) 処分場使用可能年数を9年間（平成34年3月）と予測。

$$7,890 \text{ m}^3 \div 855 \text{ m}^3 = 9.23 \text{ 年}$$

第3章 ごみ処理の計画

1. 基本理念

本町では、平成20年度策定の「北竜町総合計画」の内容を踏まえ、廃棄物の減量化、資源循環型社会の構築に向けた取組みを進め、施策のサブスローガンである「美しく快適・安全で生活基盤の整ったふるさと北竜」を念頭に方針を定めます。

ごみの排出量の抑制を行うため、町民や地域、事業者、行政が一体となって減量化に取り組み、意識の供用を図るとともに、それぞれの役割を遂行するため、周知活動を行い、3Rを推進できるようシステムづくりを目指します。

また多様化するごみ処理に対応するため、今後もより一層の広域処理が必要とされ、各組合の計画方針との整合性を図り、構成市町との連携・協働を推進するとともに、廃棄物の減量化、再資源化を目的に効果的かつ効率的に取り組むことを目指します。

2. 基本方針

上記の基本理念を踏まえ、本町は基本方針を柱に適正なごみ処理を推進します。

- ① 適正な収集・運搬体制の確立
- ② 効果的かつ効率的な広域処理体制の確立
- ③ ごみの排出抑制に向けた取組・啓発
- ④ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

◇3Rとは

「発生抑制」=Reduce(リデュース)・・・ごみを出さないようにする

「再使用」=Reuse(リユース)・・・使えるものは何度も使う。

「再生利用」=Recycle(リサイクル)・・・ごみとせず資源として利用する。

の、英語の3つの頭文字”R”をとって使われています。

3. 計画処理地域

本計画では、北竜町内全域を計画処理地域とします。

4. 計画対象廃棄物

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。

5. 計画の期間

本計画は、計画期間を平成26年度から平成40年度までの15年間とし、平成30年度と平成35年度を中間目標年度として設定し、最終目標年度を平成40年度に設定します。

表3-5-1 計画期間と目標年次

年度	平成															
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
内容	計画策定	→				中間目標	→				中間目標	→				計画目標

6. 人口の推計

将来のごみ排出量の前提となる将来人口の予測値について、「国立社会保障・人口問題研究所」が発行している日本の市区町村別将来推計人口を将来値として用いています。

計画目標年次までの人口推計値は、以下に示すとおりとなりますが、本町の人口は年々減少すると予測され、中間目標年次である平成30年度は1,897人で、平成35年度には1,722人、計画目標年次である平成40年度には1,554人と平成25年度と比較すると73.5%の推計指数となっています。

表3-6-1 人口予測値

年度	人口	増減	指数	年度	人口	増減	指数
平成25年度	2,113		100	平成33年度	1,790	△ 34	84.7
平成26年度	2,060	△ 53	97.5	平成34年度	1,756	△ 34	83.1
平成27年度	2,006	△ 54	94.9	平成35年度	1,722	△ 34	81.5
平成28年度	1,970	△ 36	93.2	平成36年度	1,688	△ 34	79.9
平成29年度	1,934	△ 36	91.5	平成37年度	1,653	△ 35	78.2
平成30年度	1,897	△ 37	89.8	平成38年度	1,620	△ 33	76.7
平成31年度	1,862	△ 35	88.1	平成39年度	1,587	△ 33	75.1
平成32年度	1,824	△ 38	86.3	平成40年度	1,554	△ 33	73.5

[資料: 国立社会保障・人口問題研究所推計値]

7. ごみ発生量の予測

本町のごみ排出量の予測については、過去5年間の実績データを参考に排出量を予測します。

家庭系ごみについては、ごみ種別ごとに1日1人あたりの排出量（以下「原単位」という。）を計算値の基礎として人口予測値を乗じて推計を行います。

事業系ごみについては、ごみ種別ごとに町民人口割の1日1人あたりの排出量（以下「原単位」という。）を計算値の基礎として、家庭系ごみと同様に推計を行います。以下、ごみ排出量の基礎数値及び将来予測値を示します。

表3-7-1 家庭系ごみ原単位算出表

[単位: g. %]

年度	人口	可燃 指数	不燃 指数	生 指数	粗大 指数	資源 指数
H20年度	2,303	177.3	117.8	123.7	4.8	83.3
H21年度	2,250	181.4	115.6	122.9	4.9	91.3
H22年度	2,229	181.9	119.2	116.8	4.9	109.4
H23年度	2,197	197.0	56.1	119.7	6.2	112.2
H24年度	2,153	221.4	81.4	126.0	10.2	122.2
平均		191.8	98.0	121.8	6.2	103.7

「可燃ごみ」・「粗大ごみ」・「資源ごみ」
基礎となる原単位の参考数値については、排出量が年々増加傾向であるため、平成24年度を原単位の数値とする。

「生ごみ」
基礎となる原単位の参考数値については、排出量の原単位に変動が見られない為、過去5年間の原単位の平均値により算出する。

「不燃ごみ」
基礎となる原単位の参考数値については、排出量が年々減少傾向であるため、平成24年度を原単位の数値とする。

区分	単位	原単位	算出方法
可燃ごみ	g	221.4	平成24年度の原単位
不燃ごみ	g	81.4	平成24年度の原単位
生ごみ	g	121.8	過去5年間の平均値
粗大ごみ	g	10.2	平成24年度の原単位
資源ごみ	g	122.2	平成24年度の原単位

表3-7-2 事業系ごみ原単位算出表

[単位: g. %]

年度	人口	可燃 指数	不燃 指数	生 指数	粗大 指数	資源 指数
H20年度	2,303	61.9	16.7	52.3	0	26.2
H21年度	2,250	63.3	42.6	52.4	0	21.9
H22年度	2,229	63.9	61.5	49.2	0	33.2
H23年度	2,197	69.8	15.0	49.9	0	15.0
H24年度	2,153	68.7	20.4	52.2	0	8.9
平均		65.5	31.2	51.2	0.0	21.0

基礎となる原単位の参考数値については、排出量の原単位に変動が若干みられるが、過去5年間の原単位の平均値により算出する。

区分	単位	原単位	算出方法
可燃ごみ	g	65.5	過去5年間の平均値
不燃ごみ	g	31.2	
生ごみ	g	51.2	
粗大ごみ	g	0.0	
資源ごみ	g	21.0	

表3-7-3 家庭系ごみ排出見込量

[単位: t]

年度	人口	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	計
H25年度	2,113	170.7	62.7	93.9	7.8	94.2	429.3
H26年度	2,060	166.4	61.2	91.5	7.6	91.8	418.5
H27年度	2,006	162.1	59.6	89.1	7.4	89.4	407.6
H28年度	1,970	159.1	58.5	87.5	7.3	87.8	400.2
H29年度	1,934	156.2	57.4	85.9	7.2	86.2	392.9
H30年度	1,897	153.2	56.3	84.3	7.0	84.6	385.4
H31年度	1,862	150.4	55.3	82.7	6.9	83.0	378.3
H32年度	1,824	147.3	54.1	81.0	6.7	81.3	370.4
H33年度	1,790	144.6	53.1	79.5	6.6	79.8	363.6
H34年度	1,756	141.9	52.1	78.0	6.5	78.3	356.8
H35年度	1,722	139.1	51.1	76.5	6.4	76.8	349.9
H36年度	1,688	136.4	50.1	75.0	6.2	75.2	342.9
H37年度	1,653	133.5	49.1	73.4	6.1	73.7	335.8
H38年度	1,620	130.9	48.1	72.0	6.0	72.2	329.2
H39年度	1,587	128.2	47.1	70.5	5.9	70.7	322.4
H40年度	1,554	125.5	46.1	69.0	5.7	69.3	315.6

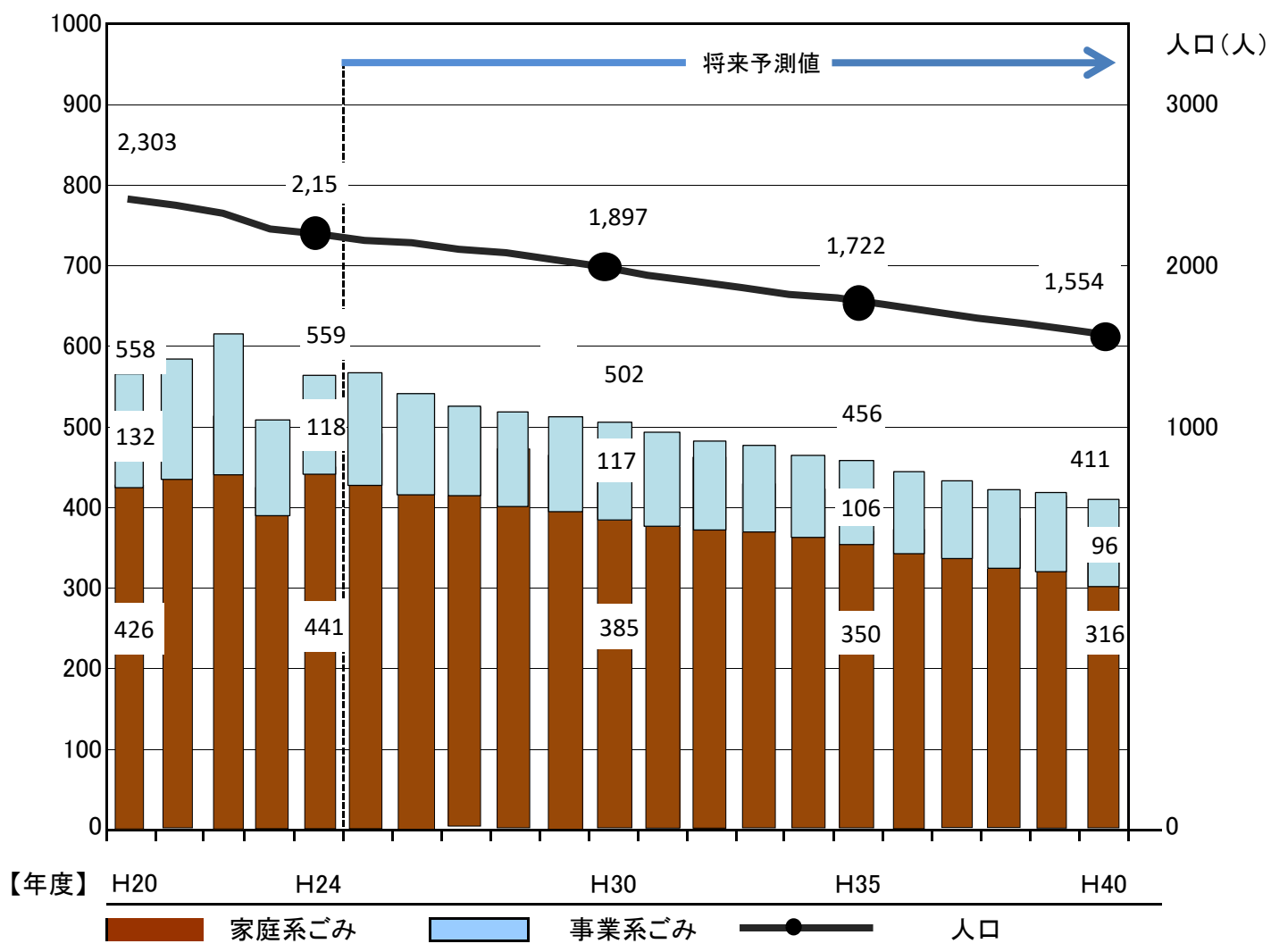
表3-7-4 事業系み排出見込量

[単位: t]

年度	人口	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	計
H25年度	2,113	50.5	24	39.4	0	16.2	130.1
H26年度	2,060	49.2	23.4	38.4	0	15.8	126.8
H27年度	2,006	47.9	22.8	37.4	0	15.4	123.5
H28年度	1,970	47.1	22.4	36.8	0	15.1	121.4
H29年度	1,934	46.2	22	36.1	0	14.8	119.1
H30年度	1,897	45.3	21.6	35.4	0	14.5	116.8
H31年度	1,862	44.5	21.2	34.7	0	14.2	114.6
H32年度	1,824	43.6	20.7	34	0	14	112.3
H33年度	1,790	42.8	20.4	33.4	0	13.7	110.3
H34年度	1,756	41.9	20	32.8	0	13.4	108.1
H35年度	1,722	41.1	19.6	32.1	0	13.2	106
H36年度	1,688	40.3	19.2	31.5	0	12.9	103.9
H37年度	1,653	39.5	18.8	30.8	0	12.6	101.7
H38年度	1,620	38.7	18.4	30.2	0	12.4	99.7
H39年度	1,587	37.9	18	29.6	0	12.1	97.6
H40年度	1,554	37.1	17.7	29	0	11.9	95.7

図3-7-1 ごみ排出量将来推計

排出量(t)



8. ごみ減量の目標

本町のごみ排出量の減量目標について、人口の減少により町全体のごみ排出量は減少するものと想定されますが、本計画に基づき、更なるごみの減量化、再資源化への取組みにより、町民ひとりあたりの排出量を抑制することが必要です。

削減目標については、国の基本方針による平成20年度対比5%削減を基本に目標値を設定します。なお、資源ごみは資源化率の向上を目標として現状維持を目標値に設定します。

以下、ごみ排出量の目標値を示します。

ごみ排出量：平成20年度の排出量 (資源ごみ以外)	424g/人・日
	↓
平成40年度の排出量	403g/人・日
資源ごみ：平成24年度の排出量	122g/人・日
	↓
平成40年度の排出量	122g/人・日

図3-8-1 ごみ排出量の予測(目標値)

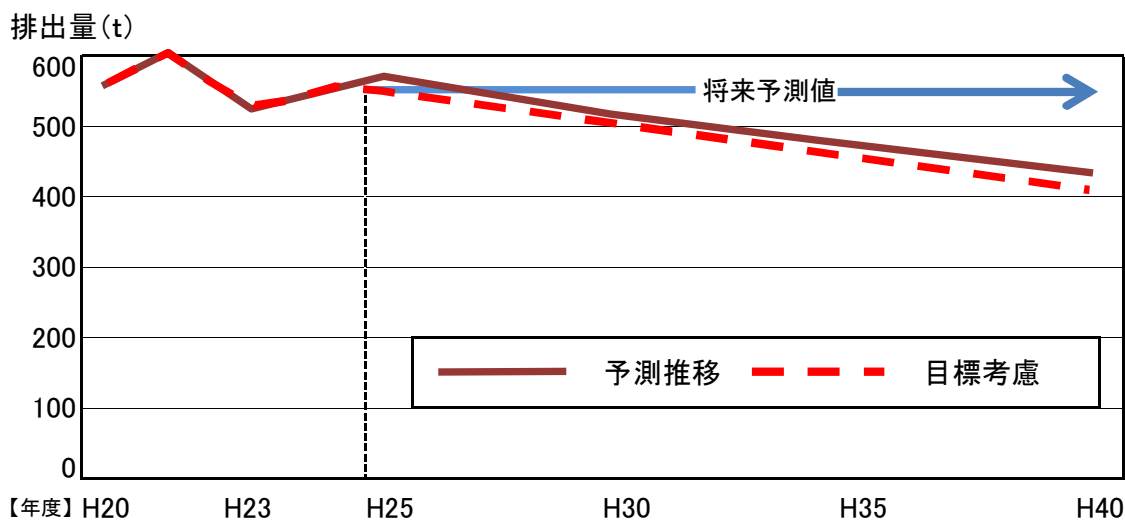


表3-8-1 ごみ排出量及び資源化量に関する目標値

	実績値(H20)	予測値(H40)	目標値(H40)
人口(人)	2,303	1,554	1,554
総量(t)	558	411	411
家庭系ごみ(t)	426	316	316
うち資源ごみ(t)	70	69	69
事業系ごみ(t)	132	96	96

9. 分別収集計画と運搬収集計画

本町のごみ収集・運搬については、曜日設定による分別計画収集を基本とし、乾電池は公共施設と商店を利用した拠点回収、また、粗大ごみは申込制による戸別収集により収集・運搬を行っています。

今後も現在の収集運搬体制を基本的に維持することとしますが、ごみの取り巻く環境の変化や各種の法整備にも対応できるよう、中間処理施設を運営する組合と連携を図りながら、安心・安全・効率的な収集運搬体制を構築していきます。

10. 中間処理計画と最終処分計画

本町のごみ中間処理・最終処分については、北空知衛生センター組合と中・北空知廃棄物処理広域連合により中間処理、また北空知衛生施設組合で最終処分を行っており、3組合の構成町として広域処理を行っています。

処理体制については、確立されつつあり今後も現在の広域処理体制を維持することとし、他の構成市町との連携強化に努めます。

11. ごみの排出抑制のための方策

本町のごみの減量化・資源化の推進にあたり、原則としてごみ排出抑制に取り組んでいく必要があります。

排出抑制の推進には、住民・事業者・行政と地域全体で連携して取り組んでいかなければならず、それぞれの役割を担い、町民一人ひとりが意識して、排出抑制、再利用、再生利用の3Rに努めなければなりません。

ごみの排出抑制の取組みについて、以下に示します。

(1) 普及啓発・環境教育の推進

地域住民の環境問題への認識を深め、一人ひとりがごみの発生抑制やリサイクルの重要性を理解することが必要不可欠であることから、分別の徹底や、ごみになる物は持ち込まない、製品は大事に長く使用するなど生活への転換を訴える機会を作り、周知徹底を図ります。

具体的な取組について次のとおり推進します。

- ◆ 広報・お知らせ・ホームページを通じて啓発します。
- ◆ 転入者に対し、分別方法・搬出方法を説明し、指定ごみ袋の見本を配り分別収集の協力をお願いします。
- ◆ 町内会、小中学校等において出前講座等の説明をする機会を作ります。

(2)発生抑制(リデュース)の推進

具体的な取組について次のとおり推進します。

- ◆使い捨て商品の利用自粛するよう啓発します。
- ◆物を大切にし、長期間使用するよう啓発します。
- ◆レジ袋などの過剰包装を自粛するよう啓発します。
- ◆事業者への定期的な分別区分・排出方法等の指導、相談に努めます。
- ◆ごみ処理にかかる費用対効果を評価し、ごみ手数料の改定等検討します。

(3)再使用(リユース)の推進

具体的な取組について次のとおり推進します。

- ◆フリーマーケットへの活用を促します。
- ◆リサイクルショップの活用を促します。

(4)再生利用(リサイクル)の推進

具体的な取組について次のとおり推進します。

- ◆リサイクル商品やグリーン購入を推奨し、啓発します。
- ◆庁舎内事務・事業において、グリーン購入の推進に努めます。

12. その他の処理に関する事項

(1)ごみ収集・処理費の削減対策について

本町の処理経費については、収集運搬費以外は、すべて組合分担金として支出している状況です。

収集運搬経費については、分別収集の分類が増える中、収集運搬費が増加傾向にあります。現在、民間業者に委託して各町内会のゴミステーションから収集運搬していますが、地域住民へのごみ処理システムを損なわない中で、経費削減に向けた検討をしていきます。

各組合分担金についても、搬入割合での負担額となりますので、ごみ排出量の減量化に努めます。

また資源ごみにおいて資源化率向上への対策も行いながら収入確保にも努めます。

削減目標をごみ排出量と同じく5%削減を設定し、経費削減対策への基準と定めます。

一人あたりのごみ処理経費	
過去3年間平均経費	<u>20,781円</u>
平成40年度経費	<u>19,742円</u>

(2)不法投棄対策について

本町の不法投棄については、年間1件で早急に対応する状況ではありませんが、家電リサイクル法の施行によって、家電4品目の不法投棄が今後増加する可能性も想定されます。定期的なパトロールや通報体制の整備、また河川敷地等への標識設置を行い、取り締まり体制を強化していきます。

(3)家電リサイクル・パソコンリサイクルについて

「家電リサイクル法」、「資源有効利用促進法」により、家電4品目であるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについては、一般廃棄物として町で処理することができません。家庭から出る廃棄パソコンについては、平成25年4月から小型家電リサイクル法の改正により、町でも収集してリサイクル認定業者に処理してもらうことができるようになり、イベント収集や期間収集を行います。本町では、リサイクル処理ルート等、地域住民の処理手続きのサポートを行うとともに、処理方法の説明等、広報等を通じて周知徹底を図ります。

(4)ライター・スプレー缶による火災防止対策について

本町では、ガスが残ったスプレー缶が原因と思われるパッカー車内火災が過去1件発生しています。

重大な事故に至っていませんが、早急な対応が求められている状況です。

今後、スプレー缶やライターの処理方法について、周知徹底を図るとともに、安全な回収方法を検討し地域住民及び収集業者に負担が係らないように努めます。

(5)災害ごみ対策について

風水害や地震などの自然災害が発生した場合、壊れた家屋や家財など、大量の廃棄物が発生する場合は想定されます。

このような事態に備え、「北竜町地域防災計画」に基づき、本町が加盟する3組合と災害時の協力体制や役割分担などについて検討を進めます。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 計画の概要

1. 基本方針

本町では、平成20年度策定の「北竜町総合計画」の内容を踏まえ、町民の生活環境向上に向けた、生活雑排水の適正処理の推進を進め、施策のサブスローガンである「美しく快適・安全なふるさと北竜」を念頭に方針を定めま

す。
本町の生活排水処理は、市街地区は農業集落排水事業、農村地区は個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽の整備を進め、生活排水処理普及率は農業集落排水の区域内世帯の加入率は、平成24年度では94.2%となっており、合併処理浄化槽では、平成24年度で178戸が加入しています。

生活排水は各家庭から必然的に排出されるものであり、町民一人ひとりの水環境の改善に対する意識向上が必要であるため、今後も普及啓発に取り組

みます。
また生活排水処理普及率の維持・向上を目標に、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業の推進と水洗化率の向上に努め、生活雑排水の適正処理を行い快適な環境づくりを目指します。

2. 計画処理地域

本計画では、北竜町内全域を計画処理地域とします。

3. 計画の期間

本計画は、計画期間を平成26年度から平成40年度までの15年間とし、計画の目標年度を平成40年度と定めます。

なお、計画の期間内であっても、法改正や社会情勢の変化などにより、計画の変更が必要となった場合は、計画の見直しを行います。

計画目標年度	平成40年度
--------	--------

第2章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の現状

本町のし尿処理は、昭和42年から北空知衛生センター組合による共同処理を行っております。農業集落排水施設では、和地区では昭和60年度、碧水地区では平成9年度から供用開始され、平成7年度から5カ年計画で実施された個別排水処理施設事業では、住民の希望が高まり平成20年から事業が再開され、着実に生活排水処理人口が増加してきました。

整備事業の期間内においては、加入促進対策として町単独の補助事業もあり普及が進んだものの、ここ数年は横ばい傾向で推移している状況であります。また、北竜町の人口減少に伴い処理人口も減少傾向にあり、普及率の向上も伸びない状況にあります。

2. し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業務については、北空知衛生センター組合の委託により許可業者が行い、北空知衛生センター組合の汚泥再生処理センターで処理されています。

種類	処理区分	収集運搬	処理
汲み取りし尿	し尿処理	許可業者	北空知衛生センター組合 【構成町】深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、幌加内町
浄化槽汚泥 農業集落排水脱水汚泥	汚泥処理	許可業者	

3. 生活排水の処理主体

処理体制については、主に市街地区は、農業集落排水施設で処理し、脱水汚泥は北空知衛生センター組合に搬入し広域処理をしています。

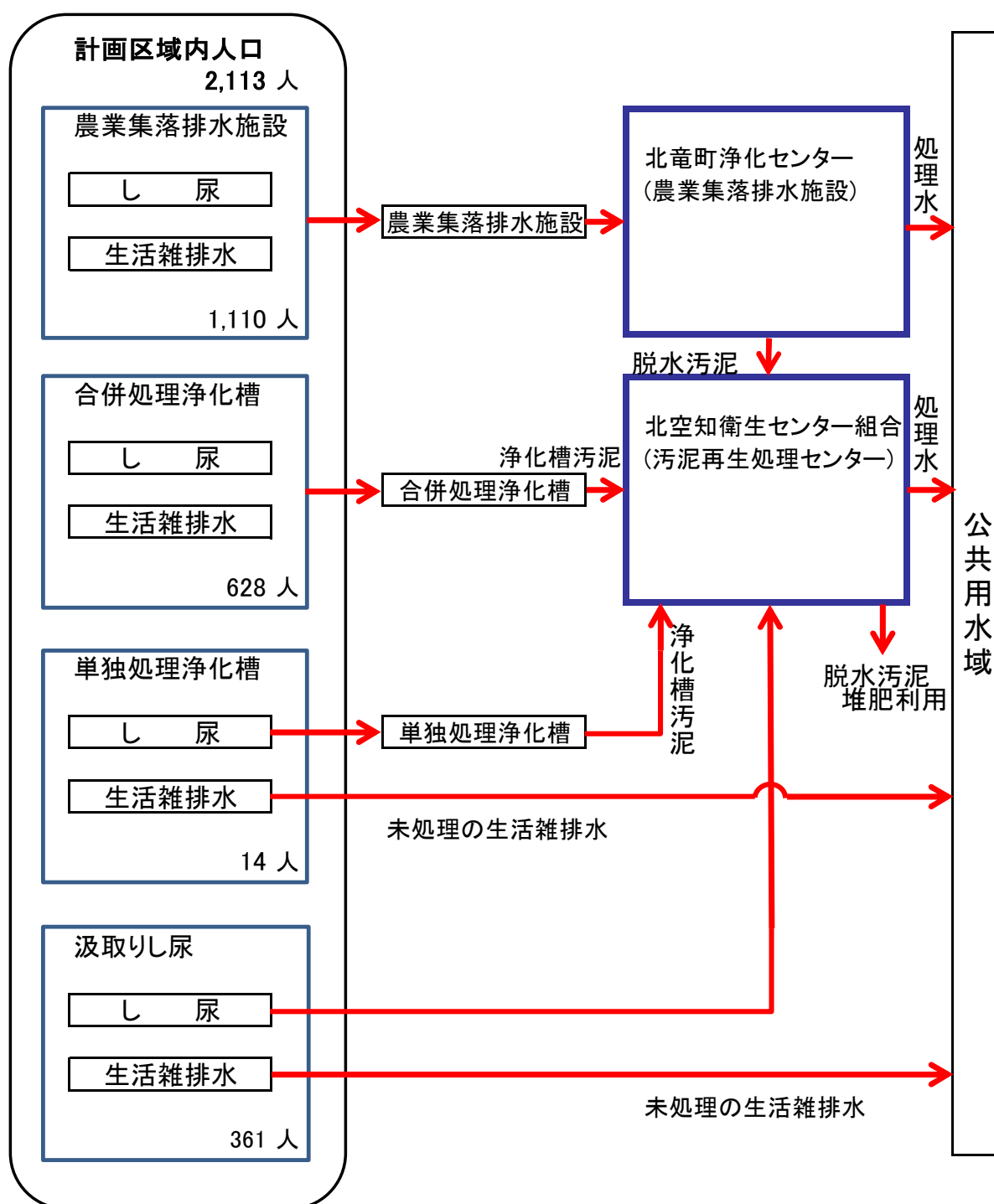
また農家地区は合併処理浄化槽で処理し、濃縮汚泥を市街地区と同様、北空知衛生センター組合に搬入し処理します。

なお、汲み取りし尿処理については、個人で収集申込を行い、北空知衛生センター組合の委託業者が収集運搬し、市街地区・農家地区と同様に北空知衛生センター組合で処理を行います。

表2-3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	北竜町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	北竜町・個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	北空知衛生センター組合

表2-3-2 生活排水の処理体制



4. 生活排水の処理形態別人口状況

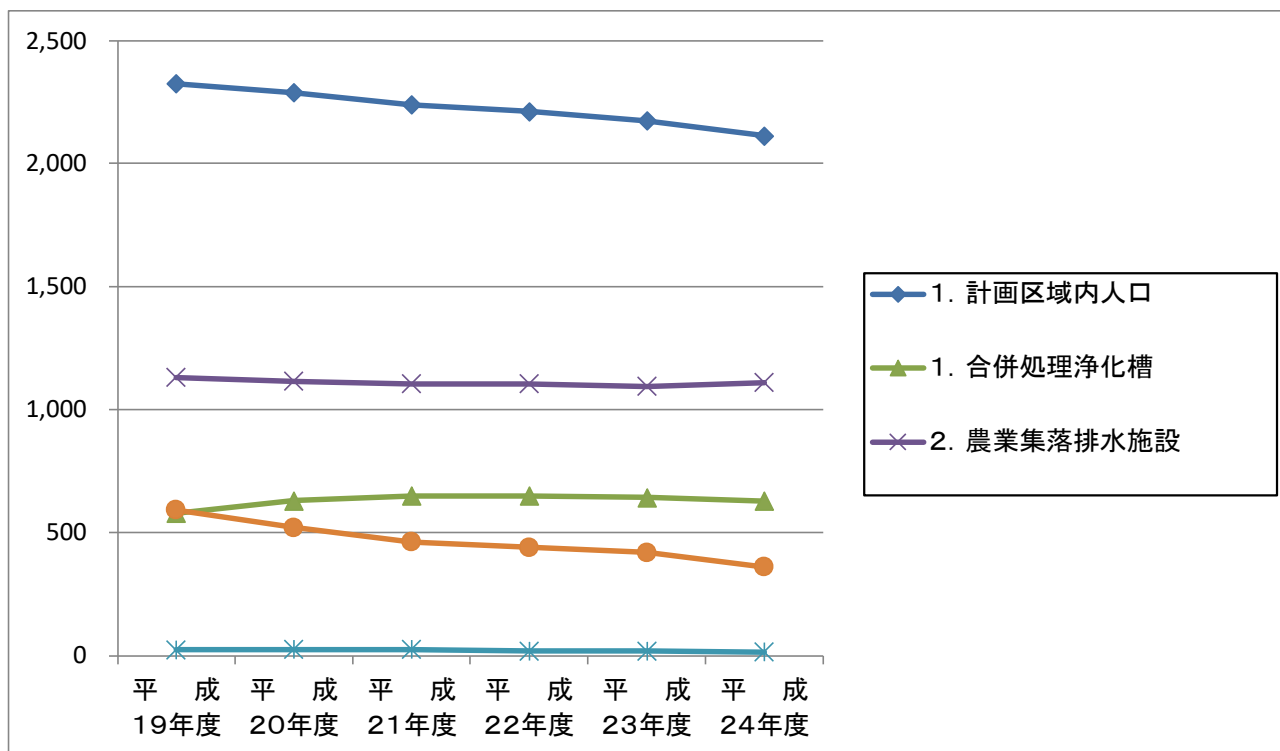
排水処理施設整備による排水処理人口の推移について、本町の人口減少に伴い処理形態に関係なく全体的に減少傾向にあります。単独処理浄化槽及び汲み取り処理の人口に変化が無いことから、今後も水洗化に向け普及啓発等の対策が必要と思われます。

過去6年間の生活排水形態別人口の推移については、以下に示します。

表2-4-1 生活排水の処理形態別人口の推移

区 分	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
1. 計画区域内人口	2,325	2,288	2,238	2,211	2,173	2,113
2. 水洗化・生活排水処理人口	1,711	1,744	1,753	1,754	1,737	1,738
1. 合併処理浄化槽	579	629	649	650	643	628
2. 農業集落排水施設	1,132	1,115	1,104	1,104	1,094	1,110
3. 水洗化・生活排水未処理人口	23	24	24	18	18	14
4. 非水洗化人口	591	520	461	439	418	361
生活排水処理率	73.6	76.2	78.3	79.3	79.9	82.3

図2-4-1 生活排水の処理形態別人口の推移



5. 生活排水の排出状況

本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理施設への搬入量は、昭和60年度の農業集落排水の普及に伴い、汲み取り量が大きく減少しましたが、ここ数年においては、特に変動がなく推移している状況です。

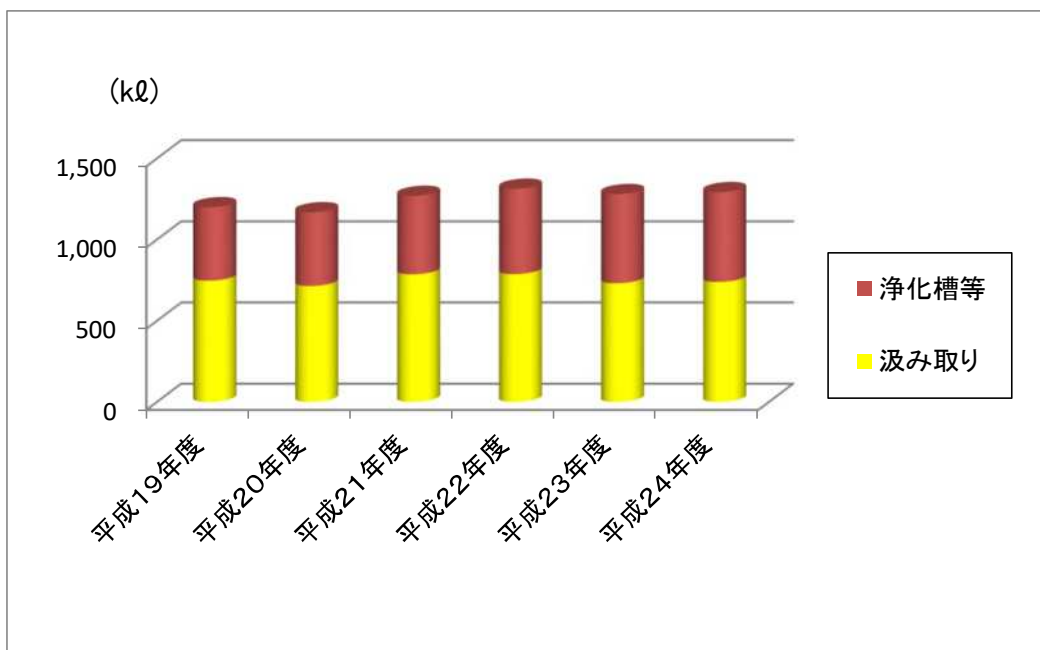
過去6年間の生活排水の処理施設への搬入量の推移については、以下に示します。

表2-5-1 し尿処理状況の推移

[単位: kℓ]

	汲み取り	浄化槽等	合計
平成19年度	747	452	1,199
平成20年度	714	454	1,168
平成21年度	786	483	1,269
平成22年度	787	526	1,313
平成23年度	731	549	1,280
平成24年度	739	553	1,292

図2-5-1 し尿処理状況の推移



第3章 生活排水処理の計画

1. 生活排水の処理計画

本町全域の排水処理施設整備により、し尿及び生活雑排水の処理率は大きく上昇したものの、近年では生活排水処理普及率が減少傾向にあります。

水環境の保全に対し、生活排水処理の重要性等を理解いただくため周知徹底を図り、農業集落排水、合併処理浄化槽において接続率の維持に努めます。

表3-1-1 生活排水の処理目標

	平成23年度	平成40年度
生活排水処理率	80.0%	85.0%

表3-1-2 生活排水の処理形態別目標内訳

区 分	平成24年度	平成40年度
1. 計画区域内人口	2,113	1,554
2. 水洗化・生活排水処理人口	1,738	1,321
1. 合併処理浄化槽	628	478
2. 農業集落排水施設	1,110	843
3. 水洗化・生活排水未処理人口	14	11
4. 非水洗化人口	361	222

2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

本町のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、北空知衛生センター組合の委託許可業者により処理しており、最終処分についても北空知衛生センター組合で広域処理を行い、し尿処理施設で脱水・焼却処理し、一部を堆肥として活用しています。

し尿及び汚泥の収集、運搬、最終処分については、広域処理を通して確立した処理体制となっており、今後も現在の形態を維持していくものとします。

3. その他の処理に関する事項

生活雑排水の排出における基本的事項として、「台所における生ごみや廃油は排水溝に流さないこと」など施設の維持・環境保全のため、町民一人ひとりが守ることを定期的に周知していきます。

また、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定点検を実施してもらうとともに、点検等の指摘事項改善への取組み等も実施していただくよう、周知・指導していきます。

北竜町住民課町民生活係

平成26年3月策定